

ネクステート・シナプスにかかる
機器等の賃貸借規約

2021 年 6 月 1 日

株式会社シェアメディカル

(本規約の目的)

第1条 本規約は、株式会社シアメディカル（以下「当社」といいます）が、エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社の提供する事業者向け聴診音伝達に適したブラウザベース音声・映像通信サービス（聴診音やビデオ通話音声・映像のネットワーク経由での通信をWEBブラウザベースで可能とするとともに通信履歴を管理する機能を有するプラットフォームと、それら通信を行うための専用端末を利用するサービス）を活用して提供するサービス「ネクステート・シナプス」に要する機器等の賃貸借に関して定めます。

(定義)

第2条 本規約で用いられる用語の意味は、別途定める場合を除き、以下のとおりとします。

- (1)本サービス：第1条で規定するサービス
- (2)本賃貸借：当社が賃借人、契約者が賃借人となる、本サービスの利用に要する機器等の賃貸借
- (3)賃借人：本賃貸借における賃借人
- (4)対象機器：本賃貸借の目的物となる機器等
- (5)提供契約：当社が本サービスを提供し契約者がこれを利用することを内容とする当社と契約者との間で締結される契約
- (6)契約者：提供契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける法人、医療機関等
- (7)利用者：本サービスを実際に利用する医師等

(本規約の範囲)

第3条 本規約は、契約者と当社との間の本賃貸借に関する一切の關係に適用します。

2. 第12条に定める料金表は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第4条 当社は、関連する法令に従い、賃借人の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ウェブサイトにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
3. 変更後の本規約の効力発生前に、賃借人が、特段の申し出なく対象機器を利用したとき、賃貸料を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、前項に規定する効力発生時期が経過する前においても本規約の変更に同意したものとみなします。

(本賃貸借の内容)

第5条 対象機器、賃貸料その他の本賃貸借の条件は、本規約に定めるほか、当社所定の申込書その他当社と賃借人との間で取り交わされる書面（当社ウェブページの申込フォームを含む）に記載の通りとします。

2. 本サービスの一部の追加または変更に伴い、本サービスの利用に要する機器等が変更されることがあります。この場合、当社の請求により、対象機器、賃貸料その他の本賃貸借の条件を変更していただきます。

(賃借人の遵守事項)

第6条 賃借人は、本賃貸借に基づいて対象機器を利用するにあたり、以下の事項を遵守するものとします。

- (1)対象機器を本サービスの利用以外の目的に用いないこと
- (2)対象機器の改造、改変その他対象機器の形状や機能を変更する行為をしないこと
- (3)対象機器を第三者に転貸しないこと。ただし、本規約に基づいて、利用者に対して本サービスの利用に必要な範囲で転貸する場合を除きます。

(申込と承諾)

第7条 本賃貸借を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込みものとします。

2. 当社が申込みに対して承諾をした時をもって、本賃貸借にかかる契約（以下、「本賃貸借契約」といいます）が成立したものとします。
3. 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 本サービスの提供がなされない見込みがあるとき
 - (2) 本賃貸借の申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本賃貸借の申込者が第 17 条(本賃貸借の停止)第 1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 本賃貸借の申込者が第 6 条の事項を遵守しないおそれがあるとき、又遵守しないおそれがあると当社が判断したとき
 - (5) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (6) 当社からの対象機器の指定、又は変更要請を承諾できないとき
 - (7) その他当社の業務に支障が生じるおそれがある等、当社が不適当と判断する相当の理由があるとき
4. 当社は本賃貸借契約成立後であっても、前項各号の 1 つにでも該当することが明らかになった場合には、第 2 項の承諾を取り消すことができます。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、賃借人はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
 5. 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。
 6. 申込者（本賃貸借契約成立後は賃借人）は、氏名、名称、住所その他の申込みの内容に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の手続きに従って当社に届け出るものとします。当該届出があった場合、当社は届出のあった内容を証明する書類の提出を求めることができます。

(対象機器の引渡し)

- 第 8 条 当社は対象機器を、当社所定の申込書に記載の場所において賃借人に引き渡します。この引渡しにかかる費用は、賃借人の負担とします。
2. 賃借人は、対象機器の引渡しを受けた後、直ちに対象機器の検査を行い、数量の不足、機能不全、不具合その他対象機器に本賃貸借の条件への不適合があった場合には、引渡日から起算して 3 日後までにその旨を当社に届け出なければなりません。
 3. 前項の届出があった場合、当社は対象機器の製造元または販売元の保証の範囲内で対応を行います。
 4. 第 2 項の届出がなされなかった場合、数量の不足その他対象機器の本賃貸借の条件への不適合に関して当社は責任を負いません。

(対象機器の使用等)

- 第 9 条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって対象機器を使用および保管しなければなりません。
2. 賃借人は、対象機器の使用前にその使用場所を当社に届出なければなりません。また、届け出た利用場所を当社の事前の承諾なく変更することはできません。

(転貸等)

- 第 10 条 賃借人は、対象機器を第三者に転貸することはできません。ただし、利用者に対して本サービスの利用に必要な範囲で転貸する場合を除きます。
2. 賃借人は、対象機器を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

(対象機器の修繕等)

- 第 11 条 当社は、対象機器の使用に必要な修繕をします。ただし、賃借人の責に帰すべき事由によって修繕が必要となった場合、第三者による改造、不当な修理その他の行為によって修繕が必要となった場合、天災その他第 19 条第 1 項に規定する事由によって修繕が必要となった場合は、この限りではありません。また、賃借人は当社による当該修繕行為を拒むことはできません。
2. 賃借人は、前項に基づく修繕の期間中の賃料の支払い義務を免れません。
 3. 第 1 項に基づく修繕によって対象機器が使用できなくなった場合でも、当社は、これに起因する賃借人および第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。この場合、賃借人が当社に対して支払った賃貸料は返還いたしません。
 4. 賃借人が対象機器について有益費を支出しても、当社はその償還義務を負いません。また、賃借人が対象機器について必要費を支出する場合には、事前に当社に届け出て当社の承認を得るものとし、これを怠った場合は当社はその償還義務を負いません。

(料金)

第 12 条 本賃貸借の賃貸料は、料金表に別途定めるところによります。また、本規約末尾の通則が適用されるものとします。

2. 本賃貸借の停止又は中止があったときでも、賃借人はその期間中の料金の支払いを要します。

(延滞利息)

第 13 条 賃借人は、賃貸料その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して算出した額を延滞利息として請求できるものとします。

(賃借人による本賃貸借契約の解約)

第 14 条 賃借人は、提供契約を解約する場合に限り、提供契約の解約と同時に本賃貸借契約を解約することができます。この場合、当社が別途定める手順にて事前に通知するものとします。

(当社による本賃貸借契約の解約)

第 15 条 当社は賃借人が次のいずれかに該当するときは、本賃貸借契約を解約することができます。

- (1) 第 17 条(本賃貸借の停止)の規定により対象機器の利用を停止された賃借人が、当社が指定する期間内に利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
 - (2) 本サービスの利用が解約その他の事由により終了したとき
 - (3) 当社が別に定める期日を経過してもなお、賃貸料を支払わないとき。
 - (4) 第 7 条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽があるとき。
 - (5) 第 6 条の事項を遵守しないとき、又は遵守しないおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) その他本規約に違反する行為であって、本賃貸借の適切な履行を阻害したとき、又は阻害するおそれがあると当社が判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本賃貸借契約を解約しようとするときは、あらかじめ賃借人にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合は、当該通知をせずに解約することができます。
 3. 第 1 項に基づいて本賃貸借契約を解約する場合、または賃借人の都合により当社が本賃貸借契約を解約することになった場合、賃借人は、当該中途解約によって当社が被った実費相当額（本賃貸借の賃貸料以外の初期費用を含むがこれに限りません）の損害を賠償するものとします。また、当該解約月の賃貸料は日割精算せず、全額お支払いいただきます。

(本賃貸借の中止)

第 16 条 当社は、次の場合には本賃貸借の一部又は全部を中止することがあります。

- (1) 本サービスの提供に必要な機器、設備の保守、点検、修理、工上又はサービス提供上やむを得ないとき。
 - (2) 天災その他第 18 条第 1 項に規定する事由が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (3) サーバ、通信回線その他機器、設備の故障、障害の発生その他の事由により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難となったとき。
 - (4) 法令等に基づく処分により本サービスを提供することが困難となったとき。
 - (5) 本サービスの提供に必要な理の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。
2. 当社は、前項の規定により本賃貸借を中止するときは、あらかじめそのことを賃借人に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該通知をせずに中止の措置をとることができます。
 3. 第 1 項に基づいて本賃貸借の一部又は全部の利用を中止した場合であっても、当社は、これに起因する賃借人および第三者が被った損害について一切の責任を負いません。この場合、賃借人が当社に対して支払った賃貸料を含む本賃貸借に関するすべての料金は返還いたしません。
 4. 第 1 項に基づく本賃貸借の一部又は全部の中止が相当期間継続し、本賃貸借を再開できないと当社が判断した場合には、当社は本賃貸借契約を解約することができます。この場合、前項の規定を準用します。

(本貸借の停止)

第 17 条 当社は、次の場合には本貸借の一部又は全部を停止することができます。

- (1) 本貸借の貸料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 6 条(借借人の遵守事項)または第 21 条(借借人の禁止行為および義務等)の規定に違反したとき。
 - (3) 前条第 1 項の事由が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (4) 前各号のほか、本規約違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により本貸借を停止するときは、あらかじめその理由、停止をする日及び期間を借借人に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該通知をせずに停止の措置をとることができます。
3. 第 1 項に基づいて本貸借の一部又は全部を停止した場合であっても、当社は、これに起因する借借人および第三者が被った損害について一切の責任を負いません。この場合、借借人が当社に対して支払った貸料を含む本貸借に関するすべての料金は返還いたしません。
4. 第 1 項に基づく本貸借の一部又は全部の停止が相当期間継続し、本サービスの提供を再開できないと当社が判断した場合には、当社は本貸借契約を解約することができます。この場合、前項の規定を準用します。

(不可抗力)

第 18 条 当社は、地震、台風、津波その他の天変地異、火災、停電、重大な疾病、法令等の制定、改廃、公権力による命令、処分その他の政府による行為、戦争、暴動、テロ行為その他不可抗力事由が発生し、又は発生のおそれがある場合の履行遅滞又は履行不能については、一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、前項の事由により本貸借の提供が困難であると判断したときは、本貸借契約を解約することができます。

(免責)

第 19 条 当社は当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本貸借に関して借借人に生じた一切の損害の賠償責任および対象機器にかかる製造元または販売元の保証の範囲を超える契約不適合責任を負わないものとします。また、借借人は本貸借に関して第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

2. 当社は、本貸借により利用者または第三者に生じた損害について、借借人に対し、本貸借に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入その他の原因を問わず、求償責任その他のいかなる責任も負担しないものとします。
3. 当社は、本規約の変更、本貸借の変更等により契約者の自営端末設備等の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
4. 本規約に基づいて当社が損害賠償責任その他の責任を負う場合、その責任は、借借人が当社に対して支払った過去 6 か月分の貸料(支払い月が 6 か月に満たない場合は、実際の支払い月数分)を上限とします。また、いかなる場合であっても、借借人の事業機会の損失、逸失利益、その他特別損害(予見可能性の有無を問わない)については、責任を負わないものとします。
5. 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(本貸借の廃止)

第 20 条 当社は本貸借の一部又は全部を廃止(本貸借の提供及び運用に関して当社が締結している第三者との契約の終了に伴うものを含みますがこれに限りません)することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本貸借の利用を廃止するときは、あらかじめその理由、廃止する日および期間を借借人に通知します。当社は、原則として廃止の 3 か月以上前に借借人に当該通知をします。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該通知をせずに本貸借を廃止することができます。
3. 前項の規定による本貸借の一部又は全部の廃止があったときは、本貸借の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
4. 第 1 項に基づいて本貸借の一部又は全部を廃止した場合であっても、当社は、これに起因する借借人および第三者が被った損害について一切の責任を負いません。この場合、借借人が当社に対して支払った貸料を含む本貸借に関するすべての料金は返還いたしません。

(賃借人の禁止行為及び義務等)

第 21 条 賃借人は以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 対象機器の利用にあたって、法令、指針、ガイドライン、通達、通知その他官公庁による指導、本規約を遵守しない行為又はこれらを遵守しない診療を助長、促進する行為
 - (3) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (4) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (5) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (6) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかす行為、それらを容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
 - (7) 虚偽の情報を提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (8) 当社の本賃貸借の提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (9) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本賃貸借を利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (10) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、対象機器を利用して使用する行為、それらを第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメール（特定電子メールを含むがそれに限定されないものとする。）を送信する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（迷惑メール）を送信する行為
 - (12) 対象機器を用いてアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為
 - (13) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において対象機器を利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為
 - (14) 他人の認証情報を不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (15) 個人情報、偽りその他不正の手段により取得する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (16) 個人情報を、本人の同意なく違法に第三者に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (17) 本人の明確な同意なくしてまたは詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為
 - (18) 当社と賃借人との間で締結された契約の範囲を超えた関係が存在すると第三者に誤解させる行為、またはそのおそれのある行為
 - (19) その他法令に違反する行為、または他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本賃貸借を利用する行為
 - (20) 当社あるいは第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (22) その他当社が不適切と判断する行為
2. 賃借人が前項の規定に違反して本賃貸借に係る本サービスの提供に必要な設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 3. 当社は、賃借人が本条に違反したことにより賃借人又は第三者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
 4. 賃借人は、対象機器の利用に係る ID 及びパスワード(以下「ID 等」といいます)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された賃借人が対象機器を利用したものとみなします。
 5. 賃借人が前項の規定に違反して本賃貸借に係る当社の業務遂行又は本サービスの提供に必要な設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により賃借人に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。この場合、賃借人が当社に対して支払った賃貸料を含む本賃貸借に関するすべての料金は返還せず、また賃借人は、その当該措置がとられている期間中も料金の支払いを要します。
 6. 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を賃借人に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該通知をせずに必要な措置をとることができます。

(当社への問い合わせ)

第 22 条 賃借人は、当社が別途定める手順に従い、本賃貸借に関する問い合わせを行うことができます。

2. 当社は、前項に基づく賃借人からの問い合わせに対して誠実に対応するものとします。ただし、当社は賃借人からの全ての問い合わせに回答することを保証するものではありません。
3. 本条に基づき賃借人が当社に対して行った問い合わせ内容及び当該問い合わせに対する当社からの回答内容については、当社は、当社が提供するサービスの品質向上のために、当社が別途管理する Web サイト等 において公表する場合があります。
4. 当社は本条に基づく賃借人からの問い合わせに対する回答の業務について、当社が別途指定する第三者に委託することができるものとし、かかる場合、当該委託に必要な範囲で、賃借人に関する情報及び問い合わせ内容を当該委託先の第三者に対して提供できるものとします。
5. 賃借人は、当社に対し、サービス又はその評価及び利用に関してコメント(以下、「フィードバック」といいます)を提供できます。契約者は、かかるフィードバックのすべての権利(あらゆる知的財産を含む)を当社に付与するものとし、当社は賃借人に対して一切の種類の義務を負わずに、商業的、非商業的を問わずあらゆる目的のために、フィードバックを使用できるものとします。

(対象機器の管理)

第 23 条 本サービスにおいては、対象機器の紛失防止を目的として、対象機器にデバイス管理ソフトウェアをインストールして対象機器の所在を把握できる状態に置くものとし、賃借人はかかる取り扱いに同意します。

2. 賃借人は利用者に対し、当社が前項の取り扱いをすることを説明し、その同意を得るものとします。

以 上

通則(賃貸料に係るもの)

(賃貸料の計算方法等)

1. 当社は、本賃貸借の賃料を日割りしません。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、毎月の賃貸料の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

3. 当社は、賃貸料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

4. 賃借人は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により賃貸料を支払っていただきます。振込手数料は賃借人の負担とします。

(料金の一括後払い)

5. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、賃借人の承諾を得て、2か月以上の賃貸料を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の相殺)

6. 当社は、返還すべき料金が発生した場合は、それ以降の料金月の料金でその返還すべき料金を相殺して返還することがあります。

附則(2021年6月1日)

(実施期日)

この規約は、2021年6月1日より実施します。